

新たな知的基盤計画の策定に当たって

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）

（研究開発施設等の整備）

第24条の4 **国は、研究開発能力の強化を図るため**、国、研究開発法人及び大学等の研究開発に係る施設及び設備（第35条において「研究開発施設等」という。）、情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びに**研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの**（同条において「知的基盤」という。）**を整備するために必要な施策を講ずるものとする。**

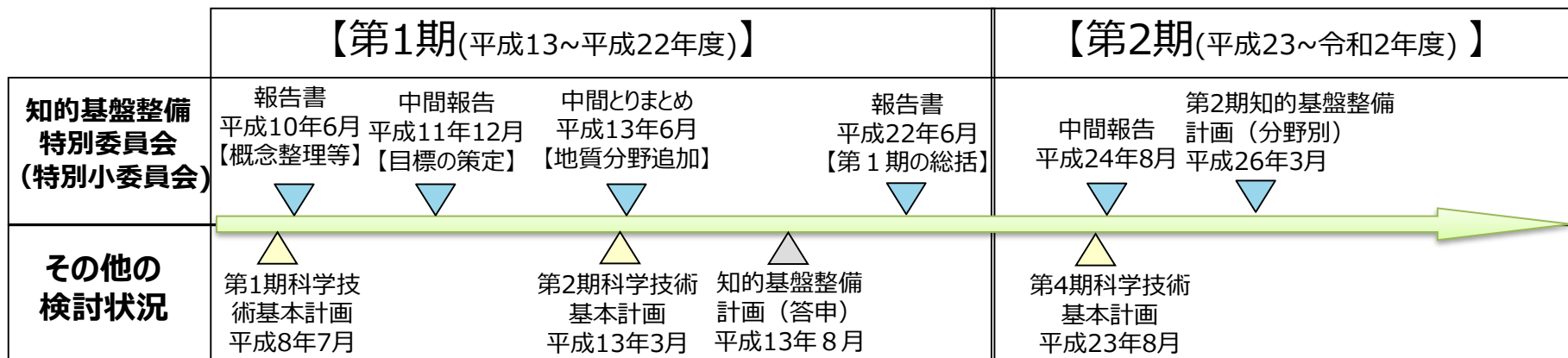
（研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進）

第35条 **国は、研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進を図るため**、国、研究開発法人及び国立大学法人等が保有する研究開発施設等及び**知的基盤のうち研究開発機関及び研究者等の利用に供するものについて**、その利用に必要な情報の提供その他の当該研究開発施設等及び**知的基盤を広く研究開発機関及び研究者等の利用に供するために必要な施策を講ずるものとする。**

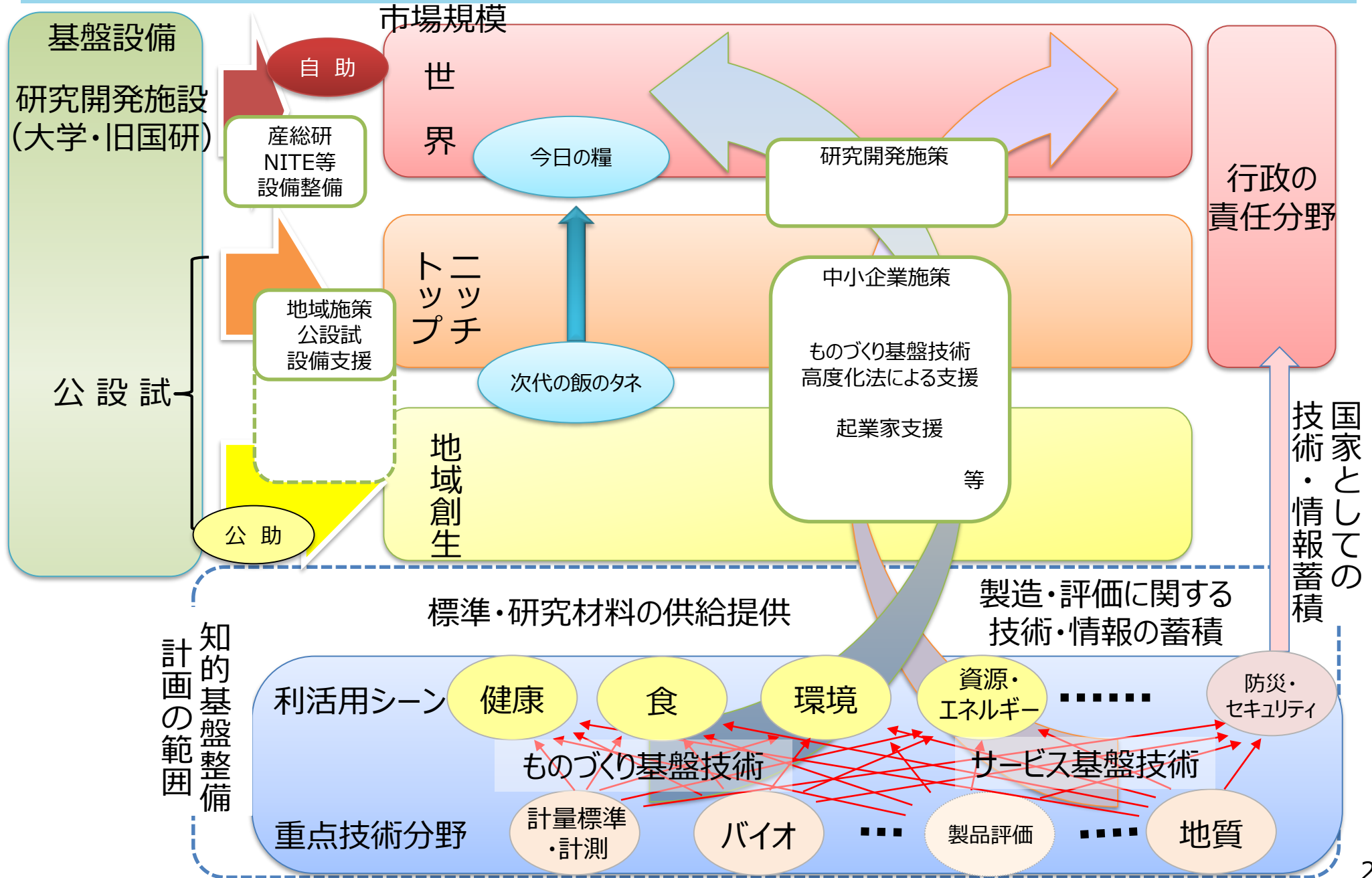
2 **研究開発法人及び国立大学法人等は**、その保有する研究開発施設等及び**知的基盤のうち研究開発機関及び研究者等の利用に供するものについて**、可能な限り、**広く研究開発機関及び研究者等の利用に供するよう努めるものとする。**

知的基盤整備計画の策定意義

- ◆法は、研究開発を効率的に進めるために、研究開発や情報処理等に係る施設等とともに、研究材料、計量標準、情報等の知的基盤も併せて整備することを求めている（第24条の4）。また、整備した研究開発に係る設備と知的基盤について、広く活用・普及することを求めている（第35条）。
- ◆これを踏まえ、国として、研究開発等に係る施設の整備等と相まって、イノベーション創出を活性化するための知的基盤の整備、利活用に係る計画（知的基盤整備計画）を策定してきた。
- ◆他方、知的基盤整備計画は、第1期計画の検討・策定から20年が過ぎようとしており、その間、社会・経済情勢には大きな変化があった。これに伴い、研究開発力強化・イノベーション創出の活性化の議論についても、その背景を見直す時期に来ているのではないか。
- ◆そこで、今般、第3期知的基盤整備計画を策定するにあたり、その背景の変化を踏まえ、知的基盤整備計画の在り方を見直すべきではないか。



新たな知的基盤の概念



第3期「知的基盤整備計画」の方向性

現状の分析

- ・先進国のイノベーションの変化：大企業による優れた製品の生産コスト削減 → ベンチャーやニッチトップ企業が消費者とともに市場拡大
 - ① ものづくり技術の高度化中心 → ものづくりに加え、サービス(使い方等)技術の高度化も必須
 - ② (ものづくり的な)技術シーズ中心 → ニーズ(利活用シーン)を踏まえた市場創成
 - ③ 旧国研(産総研等)や旧帝大の支援中心 → 県の工業試験場や地方の大学など、支援機関が分散化
- ・産業支援だけでなく、国家としての技術・情報の蓄積が必要な分野(防災やセキュリティなど)の重要性の増大
- ・施設(研究に係るハードウェア)整備計画等と調和した知的基盤(研究に係るソフトウェア)整備計画



第3期計画の論点(案)

- ・重点化すべきニーズ(利活用シーン)の選別とそのニーズに見合った技術分野(シーズ)の選定
- ・ベンチャーやニッチトップ企業の成長を見据えた出口戦略(中小企業施策への連携)
- ・地域の工業試験場など公設試や大学等との連携や普及の方向性
- ・ニーズを踏まえた、省庁や技術分野を横断した知的基盤の融合・統合化、また知的基盤の海外展開の促進等利活用範囲の拡大の方針
- ・研究に係る施設・設備の整備計画との連動・連携
- ・ビッグデータやオープンデータ等情報処理技術の高度化への対応
- ・知的基盤の持続的発展に寄与する次世代人材の育成の在り方
- ・知的基盤整備計画の適切な年限設定やフォローアップ等の方針

今後のスケジュール(案)

